岸和田市告示第110号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第５項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第３条第１項の基準面積以下とする旨の届出があったため、法第６条第６項の規定により告示する。

令和５年３月29日

岸和田市長　　永野　耕平

１　届出の概要

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市小松里町912番地の１

コープ久米田

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名

堺市堺区南花田口町二丁２番15号

大阪いずみ市民生活協同組合　代表理事　勝山　暢夫

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,104平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和５年２月19日

２　届出年月日

令和５年３月28日